

## 富良野市障がい者計画策定市民委員会設置要綱

## (設 置)

第1条 富良野市障がい者計画（以下「障がい者計画」という。）の策定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、富良野市障がい者計画策定市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 市民委員会は、次の事項について協議し、市長に報告する。

- (1) 障がい者計画の策定（見直し）について
- (2) その他障がい者等施策の推進に必要な事項について

## (組 織)

第3条 市民委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、関係機関・団体から推薦される者、及び公募の者をもって組織し、市長が委嘱する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、障がい者計画に関する報告が終了したときまでとする。

## (委員長、副委員長)

第5条 市民委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、市民委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第6条 市民委員会は、必要に応じ開催する。

- 2 会議は、委員長が招集する。
- 3 会議の議長は、委員長が行う。
- 4 市民委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

## (報酬及び費用弁償)

第7条 市民委員会の委員は、富良野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第15号)の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

## (庶 務)

第8条 市民委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

## (委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。